

## 規制の事前評価書

評価実施日：平成24年11月6日

政策	道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令案		
担当課	道路局路政課	担当課長名	黒田憲司
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【法令案等の名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令案</li> </ul> <p>【関連条項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法第32条第2項、道路法施行令第7条</li> <li>・道路法第33条第1項</li> </ul> <p>【内容】</p> <p>近年、太陽光を始めとした再生可能エネルギーへの関心が高まり、民間事業者から太陽光発電設備及び風力発電設備（以下「太陽光発電設備等」という。）を道路区域に設置したいとの要望が寄せられているほか、政府としても、規制・制度改革に係る方針（平成23年4月8日閣議決定）において「太陽光発電設備について、道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、道路の占用許可対象物件への追加を検討し、結論を得る」とし、国土交通省としては、太陽光発電設備等が道路の占用許可対象物件となるよう、所要の措置を講ずることとしたところである。本案は、太陽光発電設備等を占用許可対象物件に追加するとともに、道路構造の保全及び交通の安全の確保を図るために必要な占用の場所等の基準を定めるものである。</p> <p>また、平成23年3月11日の東日本大震災における津波被害等を踏まえ、津波対策の1つとしての避難場所・施設の指定・設置が各地で進められているところであり、地形、土地利用状況等の制約から、道路区域内への津波避難施設（津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物を想定。以下同じ。）の設置を検討している地方公共団体等もあるところである。本案は、道路区域内に設置が想定される津波避難施設について、占用許可対象物件に追加するとともに、道路構造の保全及び交通の安全の確保を図るために必要な占用の場所等の基準を定めるものである。</p> <p>② 規制の目的</p> <p>太陽光発電等の再生可能エネルギー発電の導入拡大や津波からの一時的な避難場所の確保に資するとともに、道路構造の保全及び交通の安全の確保を図ることを目的とする。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 関連する政策目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>3 地球環境の保全</li> <li>4 水害等災害による被害の軽減</li> <li>5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</li> </ul> </li> <li>b 関連する施策目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</li> <li>13 津波・高潮・浸食等による災害の防止・減災を推進する</li> <li>15 道路交通の安全性を確保・向上する</li> </ul> </li> <li>c 関連する業績指標 <ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul> </li> <li>d 業績指標の目標値及び目標年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul> </li> <li>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 <ul style="list-style-type: none"> <li>本改正により、道路区域を活用した太陽光発電等の再生可能エネルギー発電の導入や津波からの一時的な避難場所の設置を認めるとともに、道路構造の保全及び交通の安全の確保を目的とする。（ただし、占用許可制度は道路管理者が積極的に道路空間を開放するものではない</li> </ul> </li> </ul>		

	<p>く、占有希望者から申請があった場合に道路の構造及び交通への影響を勘案して許可するものであることから、定量的な指標を設定することは困難である。)</p> <p>④ 規制の内容</p> <p>(1) 太陽光発電設備等及び津波避難施設の道路の占有許可対象物件への追加（規制の緩和）</p> <p>道路法第32条第1項第7号の規定に基づき、太陽光発電設備等及び津波避難施設について、道路の占有許可対象物件として追加する。</p> <p>(2) 太陽光発電設備等及び津波避難施設の占有の場所等の基準の設定（規制の新設（（1）の規制の緩和に伴うもの。））</p> <p>道路法第33条第1項の規定に基づき、太陽光発電設備等及び津波避難施設に係る道路占有の場所等の基準については、地面に接することを認める道路の部分は車道以外の道路の部分とし、また、歩道等に設ける場合には一定の幅員が確保されていることが必要であること等を定める。</p> <p>⑤ 規制の必要性</p> <p>(1) 太陽光発電設備等について</p> <p>太陽光を始めとした再生可能エネルギーについては、エネルギー基本計画（平成22年6月閣議決定）において、政府としてその導入促進を図ることが明記された。また、平成23年には「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立し、平成24年7月の施行を予定している。このような状況の中、民間事業者からも道路区域内に太陽光発電設備等を設置したいとの要望が寄せられているが、現時点では道路の占有許可対象物件として太陽光発電設備等が位置付けられていない。</p> <p>再生可能エネルギー発電の導入の必要性及び民間事業者のニーズを踏まえると、道路の構造及び交通に支障が生じない範囲内で、太陽光発電設備等を道路区域内にも設置することが可能となるよう、規制を緩和することが必要である。</p> <p>(2) 津波避難施設について</p> <p>平成23年3月11日の東日本大震災後、津波による浸水が想定される地域において、津波による被害を防止するため、津波避難施設の指定・設置が課題となっており、地方公共団体等から道路区域内を有効な設置場所として、当該施設を占有許可対象物件として認めてほしい旨の要望が寄せられているが、現時点では道路の占有許可対象物件として当該施設が位置付けられていない。</p> <p>津波発生時における一時的な避難場所の確保の必要性及び地方公共団体等のニーズを踏まえると、道路の構造及び交通に支障が生じない範囲内で、津波避難施設等を道路区域内に設置することが可能となるよう、規制を緩和することが必要である。</p> <p>したがって、道路が一般交通の用に供するものである以上、道路の特別使用たる占有は、道路の構造及び交通に著しい支障を及ぼすおそれのないものでなければならぬが、（1）及び（2）、そして、これまでの道路区域外における設置の実績等を勘案し、太陽光発電設備等及び津波避難施設を道路の占有許可対象物件として追加する。併せて、これらの物件を設置しても道路構造の保全及び交通の安全の確保が可能となるよう、占有の場所等の基準を定める。</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>なし。</p>
<p>規制の費用</p>	<p>当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電設備等及び津波避難施設を設置することについて占有許可を申請する者に当該占有許可申請に要する費用が生じる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>b 行政費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路管理者に太陽光発電設備等及び津波避難施設の占用に係る許可に要する費用が生じる。</li> <li>・ 国に太陽光発電設備等及び津波避難施設の占用の場所等の基準の設定に要する費用が生じる。</li> </ul> </li> <li>c その他の社会的費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし</li> </ul> </li> </ul>
規制の便益	<p>(1) 太陽光発電設備等について 太陽光発電設備等を道路の占用許可対象物件へ追加することにより、民間事業者による道路区域内への太陽光発電設備等の設置が認められることとなり、再生可能エネルギー発電の導入の促進と道路構造の保全及び交通の安全の確保との調和が図られる。</p> <p>(2) 津波避難施設について 津波避難施設等を道路の占用許可対象物件へ追加することにより、地方公共団体等による道路区域内への津波避難施設の設置が認められることとなり、地域住民等の津波からの一時的な避難場所の確保と道路構造の保全及び交通の安全の確保との調和が図られる。</p>
規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)	<p>太陽光発電設備等及び津波避難施設を道路の占用許可対象物件へ追加することにより発生する費用は、占用許可申請に要する費用並びに占用に係る許可に要する費用及び太陽光発電設備等及び津波避難施設の占用の場所等の基準の設定に要する費用である。</p> <p>占用許可申請に要する費用については、太陽光発電設備等及び津波避難施設を占用許可対象物件として道路に設置しようとする者が負担する費用であるが、これらの者は、当該費用を負担することを加味しても太陽光発電設備等及び津波避難施設を道路区域内に設置することについて利益を有するため占用許可申請をすと考えられる。</p> <p>占用に係る許可に要する費用については、道路管理者が負担することとなるが、太陽光発電設備等及び津波避難施設を道路の占用許可物件に追加することにより、占用許可申請の増加は見込まれるものの、その処理のために必要となる事務は現在既に道路の占用許可対象物件となっている他の物件に係る占用許可申請の処理の事務と大きく異なるものではなく、行政費用が過大に発生するものではない。</p> <p>太陽光発電設備等及び津波避難施設の占用の場所等の基準の設定に要する費用については、国が負担することとなるが、基準の設定・改定は頻繁に生じるものではないことから、発生する行政費用は限られる。</p> <p>以上のことから、太陽光発電設備等及び津波避難施設を道路の占用許可対象物件として追加することの便益はその費用を上回ると判断できる。</p>
有識者の見解、 その他関連事項	<p>○ 規制・制度改革に係る方針（平成23年4月8日閣議決定） 「太陽光発電設備について、道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、道路占用許可対象物件への追加を検討し、結論を得る」</p>
事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期	<p>平成30年度にRIA事後検証シートにより事後検証を実施。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。（道路法施行令第9条第2号において占用の期間は5年以内とされており、占用許可期間中における占用許可対象物件の安定性を阻害することのないよう、政策の導入後5年経過後の平成30年度とする。）</p>
その他（規制の有効性）	<p>(1) 太陽光発電設備等について 太陽光発電設備等を道路の占用許可対象物件として追加することで、民間事業者が道路区域内にこれらの物件を設置することが可能となり、再生可能エネルギー発電の導入の促進と道路構造の保全及び交通の安全の確保とのバランスが保たれる。</p> <p>(2) 津波避難施設について 津波避難施設を道路の占用許可対象物件として追加することで、地方公共団体等による道路区域内への津波避難施設の設置が認められること</p>

	となり、地域住民等の津波からの一時的な避難場所の確保と道路構造の保全及び交通の安全の確保とのバランスが保たれる。
--	--